

## 茨木市条例第 号

### 茨木市議会政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例

茨木市議会政務調査費の交付に関する条例（平成13年茨木市条例第12号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

#### 茨木市議会政務活動費の交付に関する条例

本則（第4条第1項、第5条第1項、第6条及び第8条第1項を除く。）中「政務調査費」を「政務活動費」に改める。

第1条中「第100条第14項及び第15項」を「第100条第14項から第16項まで」に改め、「調査研究」の次に「その他の活動」を加える。

第3条第2項中「（以下「交付日」という。）」を削る。

第4条第1項を次のように改める。

会派に対する政務活動費は、会派の代表者が月額40,000円以内で年度当初（年度の途中において新たに結成された会派にあつては、結成当初）に当該会派の所属議員1人につき当該会派が交付を受ける政務活動費の額として市長に申し出た額（次条第1項において「会派申出額」という。）に各月1日（以下「基準日」という。）における当該会派の所属議員の数を乗じて得た額を交付する。

第5条第1項を次のように改める。

議員に対する政務活動費は、基準日に在職する議員に対して、会派に所属する議員にあつては月額40,000円から会派申出額を減じた額を、会派に属さない議員にあつては月額40,000円を交付する。

第5条第7項中「別表会派に所属しない議員の項に規定する議員に対する政務調査費の月額」を「月額40,000円」に改める。

第6条を次のように改める。

（政務活動費を充てることができる経費の範囲）

第6条 政務活動費は、会派及び議員が行う調査研究、研修、広報、広聴、住民相談、要請、陳情、各種会議への参加等市政の課題及び住民の意思を把握し、市政に反映

させる活動その他住民福祉の増進を図るために必要な活動に要する経費に対して交付する。

- 2 政務活動費を充てることができる経費は、会派に係るものについては別表第1、議員に係るものについては別表第2の左欄に掲げる項目に応じ、それぞれ同表の右欄に定める内容のとおりとする。

第8条第1項中「政務調査費の交付」を「政務活動費の交付」に、「政務調査費収支報告書」を「政務活動費収支報告書」に改める。

第9条中「市政の調査研究に資するため必要な経費として」を「第6条に定める経費の範囲に基づいて」に改める。

第11条中「の属する年度の翌年度4月1日」を削る。

別表を次のように改める。

別表第1（第6条関係）

項目	内 容
調査研究費	会派が行う市の事務、地方行財政等に関する調査研究及び調査委託に関する経費
研 修 費	会派が研修会を開催するために必要な経費、団体等が開催する研修会の参加に要する経費
広報・広聴費	会派が行う活動、市政について住民に報告するために要する経費、会派が行う住民からの市政及び会派の活動に対する要望、意見の聴取、住民相談等の活動に要する経費
要請・陳情活動費	会派が要請、陳情活動を行うために必要な経費
会 議 費	会派が行う各種会議、団体等が開催する意見交換会等各種会議への会派としての参加に要する経費
資料作成費	会派が行う活動に必要な資料の作成に要する経費
資料購入費	会派が行う活動に必要な図書、資料等の購入に要する経費
人 件 費	会派が行う活動を補助する職員を雇用する経費
事 務 所 費	会派が行う活動に必要な事務所の設置、管理に要する経費

別表に次の1表を加える。

別表第2（第6条関係）

項 目	内 容
調査研究費	議員が行う市の事務、地方行財政等に関する調査研究及び調査委託に関する経費
研 修 費	議員が研修会を開催するために必要な経費、団体等が開催する研修会の参加に要する経費
広報・広聴費	議員が行う活動、市政について住民に報告するために要する経費、議員が行う住民からの市政及び議員の活動に対する要望、意見の聴取、住民相談等の活動に要する経費
要請・陳情活動費	議員が要請、陳情活動を行うために必要な経費
会 議 費	議員が行う各種会議、団体等が開催する意見交換会等各種会議への議員の参加に要する経費
資料作成費	議員が行う活動に必要な資料の作成に要する経費
資料購入費	議員が行う活動に必要な図書、資料等の購入に要する経費
人 件 費	議員が行う活動を補助する職員を雇用する経費
事 務 所 費	議員が行う活動に必要な事務所の設置、管理に要する経費

#### 附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、地方自治法の一部を改正する法律（平成24年法律第72号）附則第1条ただし書に規定する規定の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の茨木市議会政務活動費の交付に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に交付される政務活動費から適用し、この条例の施行の前日にこの条例による改正前の茨木市議会政務調査費の交付に関する条例の規定により交付された政務調査費については、なお従前の例による。